

て基本的觀點をはっきりさせておいてほしかった。第1に、「下請的従属的地位」にもかかわらず、アメリカと結合した日本の買辦獨占は莫大な利潤をあげ、中小企業は最近の特需企業の不渡手形簇出に見られるように、下請關係をつうじて崩壊しつつあるからである。したがって第2に、「諸國の軍事經濟の不安定」や「均衡の破壊」もさることながら、「恐慌」の主要原因はむしろ上記の植民地的および買辦的軍事化そのものに求められねばならなかったからである。

(4) 《平和經濟》の問題。

このように經濟の軍事化が恐慌と産業崩壊の主原因であるとすれば、このことから、經濟生活の改善のための運動も、軍事經濟の平和經濟への轉換と結びつかないかぎり、實を結ぶことができず、結果にたいする後手後手の運動に終わってしまうであろうという結論がでてくる。そこでわれわれは、この平和經濟の性格と、平和經濟を實現する方法について研究する必要がある。これなしには軍事經濟と恐慌の研究は畫龍點睛を缺くことになる。ところでこの點について、本書は、平和經濟を實現することは、「獨占資本の道ではないが、獨占資本主義の下でも不可能なことではない」(354頁)という。これはもちろん正しい答えだが、しかし餘りにかんたんにすぎる。私の考えをのべると、——第1に、眞の平和經濟の實現は、民族獨立なしにありえない(この點に政治と經濟の不可分的關連がある)。だがこのことは、民族獨立が達成される日までは、手をつかねて待つほかない、ということを含みするものではない。外國帝國主義一邊倒の排除という點で統一行動をとりうる諸派の政府(統一戰線政府ではない)をつくること、さしあたりの第1歩となるであろう。第2。したがって平和經濟の建設は、計畫經濟の原理(これは結局、資本主義的統制經濟におちつく)から論じるのではなく、最大限利潤法則の具現としての上述の系統的收取條件にたいする反對という所から出發しなければならない。この平和經濟はもちろん過渡的なものであり、社會經濟發展の特定の段階というようなものではない。このもとでもやはり恐慌や資本主義の矛盾はなくなる。しかし、それは現在の恐慌の根本原因である獨占資本の最大限利潤追求に打撃を與えることによって、「今よりはマシな」經濟をもたらすのである。

以上、指摘した點の相當部分は、本書の不十分さというよりも、本書刊行後の客觀的な事態のなりゆきそのものによって明らかにされた事柄である。こんにちのようにすさまじい速度で情勢が進展してゆく時期には、理論的書物は、公けにされた時にはもう何がしか情勢におく

れているという運命をまぬかれない。著者が經濟學の現代的テーマに大膽にとりくみ多くの問題を提起されたことに敬意を表するとともに、残された諸點の解明に今後も多くを寄與されるよう期待してこの粗雑な批評を終えることにする。

(林 直道)

經濟審議廳編

昭和 28 年度
年次經濟報告 『經濟白書』

經濟統計協會刊 252; 97 頁 200 圓

去る7月14日に發表された「昭和28年度年次經濟報告」(通稱「經濟白書」)は、次第に整備されてきた各種の經濟統計を十分に使いこなして、日本經濟の現状を、できうるかぎり客觀的に描きだそうとしたものとして、例によってわれわれ専門家の關心をひくにあたいするものである。そこに提起された問題は、きわめて多岐にわたっているのだが、ここでは、白書が特に浮きぼりにしようとしているかにみえる「消費景氣」の實態について検討してみたい。

まず白書の語るところによると、産業活動の諸指標は全面的に伸びなやんだにもかかわらず、「國民所得は前年に比べて名目で16%、實質的にも12%増加している。國民の消費水準も前年に比べて16%上昇した」という。この「國民の消費水準の16%増」というのは、「國民生活」篇の敘述からも分るとおり、人口1人あたりの實質的な増であって、國民所得統計による名目的な總額は19%もふえている。白書のことばを引用するならば、「消費購買力の増加は前年に對して、およそ2割、6,000億圓と推定される。6,000億圓といえば17億ドルである。1億ドルの輸出減少にくらべて、昨年中の國內消費購買力の増加がいかに大きなものであったかが明らかであろう。」といっており、「總説」のなかにわざわざ「消費は何故増大したか」という節をもうけて、この消費増大の原因を探究している。昨年(昭和27年)の製造工業における常用勞働者の數は、かえって減っている(規模30人以上の事業所について調べた「毎月勤勞統計」の數字による)くらいだから、所得や消費の増大は雇用者數の増加によるとは云えなさそうだ。そこで白書は、原因として考えられるのは、「まず勞働者の購買力については賃上げ、農民にかんしては農産物の増産と農産物價格であるが、すべての納税者に共通な原因として減税の効果をあげなければならない」という總括的な判定を行い、特に勞働者の部分については、「俸給賃金を主體とする勞働所得(税込)は前年より22%、金額にして4,600億圓増加した。減

税の恩恵を比較的手厚く蒙ったのも勤勞者である」と補足している¹⁾。もちろんそのほかにも、白書は個人営業主の所得が増大したことに言及しているが、その箇所ではむしろ、かれらの所得が何故増大したかというふうの問題を提起しており、それは消費活動が増大したためであるというふうの説明して、個人業主の所得増を「消費景氣」の原因というふうには論じていない。もっとも白書は、ただ單純に「消費景氣」の存在そのものを證明しようとしたのではなく、特需に支えられた日本經濟がその正常貿易のゆるす實力以上の經濟水準を保とうとしていることに對して警告を發し、この事情を考えたばあい昨年のような「消費景氣」は決して健全なものとはいえない、という點にわれわれの注意を喚起しようとしているものようである。だからこそ、白書は「總説」の終りのところで、「このように現在の經濟水準が實力以上に保たれているということをはつきり認識するならば、金持ちはこれ以上の奢侈を、企業者は社用的消費を慎むとともに、勤勞者としても現在の事情を納得して、生産性の向上以上の賃金の引上げを自肅する態度が必要であるろう」という教訓的言辭を挿入したのだと思われる²⁾。

そこで、「消費景氣」という規定が正しいかどうかを

	1950	1951	1952
可處分所得	2,710	3,691	4,547
消 費	2,391	3,180	3,769
貯 蓄	319	511	778

單位 10 億圓

1) なお「勞働」篇で實質賃金の上昇を論じた箇所でも、白書は次のように云っている。「このような實質賃金の向上は 27 年における都市消費水準上昇の主たる原因をなし同時に、消費財に對する有効需要として生活物資生産の上昇を助け景氣を支えた大きな要因をなした。」

2) なお經濟審議廳の後藤調査課長は、白書が發表されたときの新聞紙上で有澤廣己教授との對談においても、有澤教授の「今年の白書でもっとも苦心された點は……」という問にたいし、「白書の内容としては分析の主力は消費景氣の解明というところに向けました」と答えている。(讀賣新聞, 1953 年 7 月 15 日)

3) 本表は經濟審議廳國民所得課の推定數字にもとづいてこしらえたものである。推計方法は必ずしもこの 3 年間をつうじて一貫してはいない。1952 年の推計にあたって同國民所得課は 2, 3 の點で方法を改訂し、これを 1951 年にも及ぼした。ここにかけた 1950 年の數字は舊方法によるものであるから、完全には連結できないが、1951 年について新舊兩推計間のちがいをみると可處分所得の總額では 2.4% ぐらいしか相異していない。

吟味するために、まず第 1 に集計的な數字による検討を行ってみよう。そのために可處分所得とその消費・貯蓄への分れぐあいを、過去 3 年間について調べてみる³⁾。ここにかけた數字は、物價變動を捨象しない生のままの數字であるが、これによってまず各年の貯蓄率をしらべてみると、12%, 14%, 17% というふうにより年々大きくなっていて、平均的な消費性向は次第に低まりつつあることが分る。特に 1952 年の 17% という貯蓄率は他國の例を考えても非常に高い率であって、この數字が正しいとすれば、「消費景氣」どころか、むしろ所得のわりに非常な節約がなされたと云わざるをえない。次に限界消費性向をしらべてみる。つまり、所得の増加分のうちどれだけ消費の増加分となったかを百分比の形でだすわけである。すると、1950 年から 1951 年にかけては、所得が 9,810 億圓ふえて消費は 7,890 億圓ふえているから、限界消費性向は約 81% であり、1951 年から 1952 年にかけては、所得が 8,560 億圓ふえて消費は 5,890 億圓ふえているから、限界消費性向は約 69% となる。これで見ると、昨年のほうが一昨年よりも限界消費性向は低いわけで、昨年のばあい消費需要が特に景氣活況の原因であったとは云えなさそうだ。だが上の數字は物價變動を捨象してないという點に問題がのこる。生のままの數字でいうならば、たとえば物價が 2 倍になった以外になんらの變化がなかったとすれば、限界消費性向は前年の平均消費性向と同じになるわけで、大した意味がない。そこで、念のため前表を消費者物價指數でデフレートして實質額にしてみよう。次の表は 1951 年物價を基準とした實質額の數字である。

	1950	1951	1952
可處分所得	3,148	3,691	4,350
消 費	2,777	3,180	3,617
貯 蓄	371	511	743

單位: 1951 年物價による 10 億圓

この數字を使って限界消費性向を計算すると、1950 年から 1951 年にかけては 74%, 1951 年から 1952 年にかけては 66% となり、生のままの數字で計算したばあいよりは、いずれも小さくなるが、前者のほうが後者よりも高いという點ではかわりはない。つまり、實質的にいっても昨年は所得がふえたわりには消費がふえていないのであって、こうした集計的數字をもとにしていうかぎり、「消費景氣」と呼ぶのは云いすぎといわなければならない。

以上は所得全體についての分析であるが、われわれの當然の關心は、いろいろな階層に分れている國民のそれ

それについて、「消費景氣」なるものがどのように波及したか、または波及しなかったかという点である。白書が「總説」のなかで特に指摘しているようなゴルフ用具や貴金屬製品や乗用自動車や毛皮製品や電氣冷蔵庫などにたいする需要の増大は、明らかにごく少數の富裕層のぜいたく消費のたぐいであって、國民一般大衆とは全く関係がない。白書も、各論のところを綿密に讀むと、「消費景氣」の態様が必ずしもおしなべてのものではなかったことを示唆するような指摘を行ってはいらぬ。たとえば、「國民生活」篇には次のようなことばがある。

減税は非課税者ないしそれに近い低所得層にたいしては効果少なく、他方米價や各種料金の値上げは所得層の上下をとわず、おしなべて影響をもつため、平均的な所得水準の好轉に反し、低所得層家計の赤字は概して前年より増大している模様である。たとえば家計中にしめる主食費の割合は低所得者層ではかえって増大しており、米價引上げがひびいたことを示している。このような指摘があるにはあっても、白書全體が讀者に興えようとしている印象は、やはり金持も勤勞者もほとんどたれもが「消費景氣」の波にのつたということにあるらしいので、この點をもすこし究明してみよう。不幸にして、消費支出を所得階層別に詳しく示してくれるような統計はないから、われわれの分析はどうしても間接的なものとならざるをえない。

まず否定の餘地のないことは、勤勞者一般のばあいでも、1952年の消費が1951年よりもふえたという點である。そのことは實質賃金の數字をみても、製造工業では11%の増加率であるし、また東京勤勞者世帯のエンゲル係数をみても53.3%から48.9%に下がっている事實をみれば、十分に想像がつく。しかし、こうした事實を指摘することと、「消費景氣」を肯定することとはちがう。白書が主張しているような「消費景氣」を、白書が裏付けしようとしているような形で裏付けるためには、少なくとも次の3點が立證されなければならない。すなわち

(1) 勤勞者の實質賃金の上昇は生産性の向上を上まわるものであったこと、そしてその賃金は大部分消費にあてられたこと。

(2) 法人所得よりも個人所得の増加率のほうが大きく、しかもその所得を處分する面では平均的な消費性向が前年よりも高まり、他方、その所得の發生面では、消費増加に關係の深い事業所が特にうるおったこと。

(3) 減税が貯蓄増をよびおこさないで消費増によって吸収されてしまったこと。

以上である。

上の第1の點については、賃金増が消費増を誘發した

ことは疑えないとしても、實質賃金の上昇が勤勞者の生産性の向上を上まわったかどうか、問題である。白書は、前にも引用したとおり「總説」のなかで、「勤勞者としても現在の事情をよく納得して、生産性の向上以上の賃金の引上を自肅する態度が必要であろう」と云っているくらいだから、その含意として、現在はややもすれば「生産性の向上以上の賃金の引上げ」を要求し且つ獲得していると云っているかのごとくきこえるのだが、「各論」のところを讀むと、そうではない。1950年1—6月を基準として實質賃金と勤勞生産性の動きを比較すると、なるほど鑛業においては両者がほぼ平行しているが、製造工業においては、1950年下期に勤勞生産性が實質賃金をひきはなして上昇して以來、両者の較差は開いたままである。1951年にはその較差が26%くらいになっていたのが、1952年には22%ていどまで下つてはいるけれど、實質賃金のほうが依然としてかなり立ちおくれしていることは疑う餘地がない。ただ問題は、1950年1—6月という時期が基準として適當であるかどうかという點であるが、白書は更に戦前を基準とした比較をも行い、次のように云っている。

戦前との關係でみても工業勤勞生産性は戦前基準109%であるのに對し、工業實質賃金はこれよりも若干低く102%であり、工業生産物單位當賃金は27年(1952年)で約255倍前後に上昇しているのに對し、卸賣物價は約350倍に上昇しているのだから、製品價格中に占める勞賃の割合は戦前よりも縮小している。したがって工業における勞賃は動亂前に對しても戦前に對してもコスト高の主因であるとは必ずしも言い得ないであろう。

もしそうだとすれば、たとえ賃金はそのまま全部消費に買い向うものだとしても、勤勞者の消費活動の面に生産性の上昇以上の購入があつたわけではないのだから、特に「消費景氣」をうんぬんすることはできないと思われる。

さて第2の點、すなわち法人所得よりも個人所得の増加率のほうが大きかつた、という點はたしかに事實のようだ。税を差引く前の個人所得の合計は1952年に4兆8,939億圓に達し、前年の21.8%増であつた。これに對して法人所得は、配當として個人に支拂われたものを別にすれば3,399億圓であつて、前年の7割そこそこでしかない。配當所得をいれても77.9%である。殊に、法人所得の中から法人税と配當支拂分を除いた法人留保額は、前年にたいし實に35.7%という低いレベルにおちこんでいる。まずこのような統計じたいが問題なのだが、以上かかげた數字は必ずしもわれわれを十分には納得させ

ない。たとえば、ここに法人関係の所得指標をいくつか列挙してみると、

	1951	1952	比 率 (%)
法 人 税	184.3	233.3	126.6
個人配當所得	42.7	68.7	160.9
法 人 留 保	295.9	105.7	35.7
重 役 俸 給	58.8	86.4	147.0

／ 単位：10 億円

法人所得にたいしてかけられているはずの法人税は 26.6%もふえておりながら法人所得は 22.1%減である、という点が第 1 に目につく。これは 1 つには 1952 年 1 月以後法人税が 2 割かた上げられたことがその一因をなしてはいるものの、それにしても税額から逆算すれば所得水準はせいぜいトントンでなければならず、22.1%も減ったという数字は納得しがたい。ことに配當支拂額は 60.9%もふえ、重役俸給は 47%増大していることを考えると、結局問題は、法人留保の推定が一方在庫増分の激減とつじつまを合わせるために手加減されたのではないかという疑問の形をとるのである。

それはそうとして、とにかく法人所得よりも個人所得のほうが一段と大きくふえたことが事実であるとしよう。そのばあい續いて問題になるのは、所得を處分する面で平均的な消費性向が前年よりも大きかったかどうかであるが、この点は最初にのべたように、前年の 86.2%から逆に 82.9%に減っているのだから、ことさら「消費景氣」をうんぬんするほどでもなさそうだ。國民總支出のなかの消費以外のものを調べてみても、民間總資本形成のうちの住宅建築は前年に比べて 44.9%増、生産者耐久施設は 19.3%増、個人企業の在庫増は 51.1%増、政府の財貨サービス購入は 22.5%増であって、いずれの増加率も個人消費支出の増加率 18.5%よりは高い。ただ法人企業の在庫増分だけが前年より減っているのだが、この点は法人留保との関係においてものべたとおり、推計の正確度に大分疑問がのこっている。試みに、月末の工場製品在庫量を月産量で割ったものである工場在庫率を全製造工業について総合してみると、1952 年中の平均は 105.8 (1934-38=100) となっており、1951 年の 92.8 よりもかなり大きい。そして 1950 年は 140.9 であるから、1951 年のばあい、その前年よりも大分小さくなったわけであり、國民所得統計上の趨勢とは逆のものを想像させる。また營業倉庫の貨物を全國合計した数字をみても、1952 年中の増加分は 1951 年中の増加分とほとんど同じく、いずれも 40 万トン前後の増加を示している。だから考えられる唯一の説明は、在庫の評価變動の「い

たずら」によって國民所得統計上の在庫増の数字がでていているということであり、この点は同統計の製作者たちが指摘しているとおりに、なお統計上の調整を要する問題なのだから、軽々の推論をひきだすわけにはゆかない。従って、在庫増の問題を一應保留するならば、その他の國民總支出構成を見るかぎり、特に「消費景氣」を裏付ける根拠はないのである。

更に所得の發生面において消費増加に關係の深い事業所が特にうるおったかどうか、という点が問題である。白書は製造工業の業種別生産動向を論じた箇所、たとえば次のように云っている。

商品によって、消費財、投資財、基礎財に分け、そのおのおのをさらに貿易に關連の深い商品と國內商品との 2 つのグループに分けて、26, 27 兩年度平均生産水準の對前年度増加率をみると、26 年度においては投資財および基礎財の増加率の方が、消費財のそれよりも高く、基礎財、消費財いずれにおいても貿易關連商品の方が、國內商品よりも増加率が著しかった。ところが、27 年度においてはこれらの關係が逆になって、投資財および基礎財が伸びなやんだのに對して、消費財の増加率が顯著であり、また、消費財のなかでも貿易關連商品が停滞的であったのに對して、國內向消費財が前年度よりも著しい増加率を示している。

ここで述べられているかぎりにおいては、おそらく統計的には十分實證可能なことにちがいない。ただ問題は、業種への分け方が「消費景氣」立證のためどの程度精密に行いうるかという点であって、大まかな分類では、相互の連關やオーヴァラップがあるから、確信のある結論をひきだすことはむづかしい。なにしろ、東京の勤勞者世帯を例にとれば、家計支出の 48.6%は食料費であり、光熱と住居が 10.1%にのぼるから、主として製造工業生産に直接その活況を反映するような費目は、被服費の 14.8%と雑費の 26.5%であり、雑費のうちのかなりの部分はサービスの購入にちががなく、工業生産と「消費景氣」とを直接に結びつけることは、決して容易でない。むしろ、「消費景氣」が事實とすれば、それは小賣業の活況となって表現されるとみるのが普通であろう。ところが、卸小賣業を一しよにした数字についていうかぎり、昨年の景氣は相對的には決してよくはない。たとえば、産業源泉別の國民所得において、全體の平均が前年に比し 15.5%高であるのにたいし、卸小賣業は 6.9%高に止まっていた諸産業のうち一ばん低く、個人業主の所得においても、産業別の對前年増加率をみると、卸小賣業のは 7.9%で、全平均の 18.5%よりもかなり低い。卸小賣業は運輸通信業 (5.4%) について、下から第 2 位のとこ

ろにある。更に毎月勤労統計による名目賃金の上昇率を産業別にしらべてみると、全平均が20.6%であるのにたいし、卸小賣業の分野は2.9%にとどまっています、やはり最下位にある。そうしてみると、国民消費が異常にのびたということは、どうもこの点からは裏付けができません。

最後に検討すべき点は、減税が貯蓄増となってあらわれないで、そのまま消費増となって吸収されてしまったといわれている点である。白書は、前にも引用したとおり、「消費景気」の原因の1つとして「すべての納税者に共通なものとして減税の効果」をあげており、「減税の恩恵を比較的手厚く蒙ったのも勤労者である」と断定している。減税のおかげで或る程度消費がふえたことは事實にちがいないが、この最後の勤労者にかんする断定はかなり疑問である。まず第1に、国民所得統計によって個人所得中の「個人税及び税外負擔」の額をみると、1951年の3,237億圓から1952年の3,470億圓へ7.2%ばかりふえており、個人所得の合計にたいする割合からいえば8.0%から7.1%にほんのわずか減った程度でしかない。減税とはいっても、絶対額では逆に233億圓ふえており、一般的な形で消費増大の原因に数えるのは妥當とは思われない。更に、個人所得を勤労と個人業主に分け、所得税の源泉分と申告分とがそれぞれに對應するものとして⁴⁾、兩者をつき合せてみると、次のような表がえられるのであって

	1951	1952
勤 勞 所 得		
所 得	2,033.0	2,489.4
源泉所得税	150.2	186.8
同割合(%)	7.4	7.5
個 人 業 主 所 得		
所 得	1,838.6	2,178.7
申告所得税	75.4	83.0
同割合(%)	4.1	3.8

單位：10 億圓

割合からいっても、勤勞の方が餘計拂っているし、又趨勢からいっても、勤勞は1952年の方がその前年よりもより多くの割合で拂っているのに對し、個人業主の方は明らかに比率の上でも減税になっている。更に所得階層別に分けてみなければ精密な結論はでないというべきで

4) もちろんこのような對應關係は完全なものではない。しかし大體の趨勢を知るためには不都合はないと思う。

あろうが、すくなくとも、「勤勞者が減税の恩恵を比較的手厚く蒙った」などとは云えないのである。むしろ個人業主のばあいこそ、減税のおかげで或る程度消費をふやしたというべきだろう。

以上いくつかの觀點から「消費景気」の論據を批判的に検討したのだが、白書の論證は必ずしも十分とはいえない。1952年の消費がその前年よりもふえた事實を否定するものではないけれど、特にとりたてて「消費景気」と呼びうるかどうか、更には階層別に分けてみたばあい、どの階層の消費が特にふえたかを示すのでなければ不十分ではないか等の點について、あえて疑問を提起した次第である。

(都留重人)

S. クズネッツ

『高額所得層の所得と貯蓄』

Simon Kuznets, Shares of Upper Income Groups in Income and Savings, National Bureau of Economic Research, Inc., New York, 1953, XV+725 p.

所得分布の研究は所得差を明かにする。しかし、この所得差がどのようにしてできたか、さらに所得差が所得處分にいかなる影響を與えるか、という問題について、從來資料の缺如のゆえに十分立入った調査が行われていない。この書はこの課題に接近しようとする。しかし後述のように、所得分布とその前件たる生産とを、また所得差とその後件たる貯蓄とを結びつける連關には多くの假定を置かねばならぬ状態である。

ここに高額層とは最高5%までの人員のことで、これに限った理由は、ただに資料の制約によるばかりでなく、その所得分配率の決定要因と所得處分の分析を通じて、高額層の經濟的特質を解明しうるからであり、さらにこの高額層は所得と貯蓄とに占める割合において支配的であり、その動向が經濟全體に及ぼす影響は重要だからである。

資料は主として連邦所得税統計によるが、課税所得の概念を economic income variant (分配形態別) と disposable income variant に定義しなおすため、また單位を recipient unit と spending unit とに區別するため、資料の上にならぬ假定をおいて加工をほどこしている。その加工過程が全巻後半約2/3を占める。

調査期間1919—1939年において最高5%の所得者の所得分配率は、平均して economic income では29.79%、disposable income において29.13%に達する。economic income と disposable income との差異は、